

第三期特定健康診査等実施計画

日本化薬健康保険組合

最終更新日：令和4年11月07日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	【特定健康診査】 ・国の掲げる目標受診率90%に達していない	➔ 健診結果に基づいて特定保健指導をはじめ各保健事業の対象者を決定するため、深刻な課題である 被保険者への勧奨や結果の回収を徹底し、受診率向上に努める
No.2	【特定保健指導】 ・国の掲げる目標実施率55%に達していない	➔ まずは被扶養者も含めた対象者全員にアプローチする 事業所ごとの実施率にも注目し、実施率の高い事業所のやり方を低いところも踏襲できるよう確保して状況を把握し好事例を共有する
No.3	【喫煙】 ・2015年度より、喫煙者数が増加している ・喫煙者602名のうち575名（95.5%）は被保険者である	➔ 喫煙は職場環境に依存するところが大きいので、事業主の協力が不可欠である まずは各事業所においてそれぞれどのような喫煙対策が実施されているか把握し、取組の不十分な事業所には適宜情報提供等の支援を実施する
No.4	【肥満】 ・2016年度の肥満者は873名で加入者の4割は肥満である（肥満率39.2%） ・前年度より体重が増加している人は128名おり、2年連続健診受診者においても肥満者が増加している	➔ 肥満者自体の人数は減少傾向にあるためこれを継続して減少させたい 一時ダイエットをするよりも、食事や運動といった生活習慣習慣を継続的に意識し、変えることが重要である ホームページや機関紙により情報提供をするとともに、食生活や運動習慣を見直す機会をインセンティブを用いて提供する
No.5	【総医療費の内訳・レセプト発生者の状況】 ・総医療費では呼吸器系が最も多くの医療費を占める ・レセプト発生者数においても呼吸器系がもっとも多い	➔ 呼吸器系の疾患には花粉症やインフルエンザといった季節によって流行する疾患が多く含まれる ホームページにより季節ごとの健康管理について広く情報提供するとともに、重症化すると肺炎を引き起こすインフルエンザについては予防接種の助成を行う
No.6	【生活習慣病医療費】 ・レセプト発生者数、1人当たり医療費共に減少傾向である ・60-64歳男性の1通り医療費が特に高く、高血圧症及び糖尿病が大きな割合を占めている	➔ 高血圧症及び糖尿病の多くは生活習慣の改善により予防可能な疾患である 加入者への情報提供を徹底すると共に、60-64歳の男性に絞った対策を検討する また余力があれば発症前の予備軍に対しても対策を考えたい
No.7	【がん医療費】 ・2016年度は肺がん、大腸がん、乳がんが医療費が高く、特に肺がんの1人当たり医療費は2014年の約10倍となっている	➔ 早期発見・治療により重症化を防ぐことが重要である がん検診の実施と実施後の要精密検査や再検査となった方へのフォロー実施についても検討する
No.8	【メンタル関連疾患医療費】 ・2014年から2016年までの間に、うつ又はうつ状態に併しやす可能性のある不眠症のレセプト発生者数が増加している	➔ 加入者が24時間相談できる体制を整える
No.9	【女性に特徴的な疾患医療費】 ・加入者の45.0%を女性が占め、レセプト発生者1人あたり医療費は、男性より女性のほうが多くなっている	➔ 女性の外来医療費で最も多いのは乳がんである。早期発見・治療ができるよう婦人科健診や主婦健診を実施する 入院医療費では早産などのハイリスクとなる傷病でもっとも医療費が高い。妊娠中の飲酒・喫煙の影響や食事について適切な情報提供を行う等の対策も検討する
No.10	【ジェネリック医薬品】 ・2016年度後発医薬品がある処方医薬品をすべて最も薬価の低い医薬品に置換えた場合、最大34.1百万円の医療費を削減できる可能性がある	➔ 現在、ジェネリック医薬品数量シェアは64.7%と高い。 ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の差額通知を今後も継続し、国の掲げる80%到達を目指す
No.11	【事業所別分析】 ・事業所ごとに肥満、喫煙、血圧、血糖、脂質、肝機能において保健指導以上の人の割合（性年齢調整・済）を比較すると、事業所ごとにリスク保有率の高いリスクが異なる	➔ 事業主や本体の医療スタッフと情報を共有し、事業所の状況に合わせた保健事業に各自取り組めるような体制を築くことが理想である

基本的な考え方（任意）
-

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名	【健診】特定健康診査	対応する健康課題番号	No.1
-------	------------	------------	------

↓

事業の概要 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員 方法 - 体制 -	事業目標 生活習慣病の予防 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標 受診率</td> <td>80%</td> <td>83%</td> <td>86%</td> <td>89%</td> <td>83%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標 実施率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。</p>	評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	アウトカム指標 受診率	80%	83%	86%	89%	83%	95%	アウトプット指標 実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																
アウトカム指標 受診率	80%	83%	86%	89%	83%	95%																
アウトプット指標 実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%																
実施計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施</td> <td>・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施</td> <td>・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施</td> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> <tr> <td>・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施</td> <td>・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施</td> <td>・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施</td> </tr> </tbody> </table>	H30年度	R1年度	R2年度	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	R3年度	R4年度	R5年度	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施										
H30年度	R1年度	R2年度																				
・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施																				
R3年度	R4年度	R5年度																				
・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施	・特定健診の実施・未受診者への受診勧奨を実施																				

2 事業名

【健診】生活習慣病予防対策（成人病総合健診・婦人科健診）

対応する
健康課題番号

No.7, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病の予防

評価 指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	- (アウトカムは設定されていません)						
指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・法定項目にない健診の費用を一部補助（婦人科健診・主婦健診に置いては健保が全額費用を負担）	・法定項目にない健診の費用を一部補助（婦人科健診・主婦健診に置いては健保が全額費用を負担）	・法定項目にない健診の費用を一部補助（婦人科健診・主婦健診に置いては健保が全額費用を負担）
R3年度	R4年度	R5年度
・法定項目にない健診の費用を一部補助（婦人科健診・主婦健診に置いては健保が全額費用を負担）	・法定項目にない健診の費用を一部補助（婦人科健診・主婦健診に置いては健保が全額費用を負担）	・法定項目にない健診の費用を一部補助（婦人科健診・主婦健診に置いては健保が全額費用を負担）

3 事業名

【保健指導】特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病の予防

評価 指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率	8%	9%	10%	20%	25%	30%
指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	勧奨率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・基準該当者へ特定保健指導の実施・未実施者への勧奨（事業所からの勧奨）	・基準該当者へ特定保健指導の実施・未実施者への勧奨（事業所からの勧奨）	・基準該当者へ特定保健指導の実施・未実施者への勧奨（事業所からの勧奨）
R3年度	R4年度	R5年度
・基準該当者へ特定保健指導の実施・未実施者への勧奨（事業所からの勧奨）	・基準該当者へ特定保健指導の実施・未実施者への勧奨（事業所からの勧奨）	・基準該当者へ特定保健指導の実施・未実施者への勧奨（事業所からの勧奨）

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	2,300 / 3,100 = 74.2 %	2,300 / 3,100 = 74.2 %	2,300 / 3,000 = 76.7 %	2,650 / 3,300 = 80.3 %	2,730 / 3,300 = 82.7 %	2,800 / 3,300 = 84.8 %
		被保険者	2,000 / 2,200 = 90.9 %	2,000 / 2,200 = 90.9 %	2,000 / 2,100 = 95.2 %	2,300 / 2,400 = 95.8 %	2,330 / 2,400 = 97.1 %	2,350 / 2,400 = 97.9 %
		被扶養者※3	300 / 900 = 33.3 %	300 / 900 = 33.3 %	300 / 900 = 33.3 %	350 / 900 = 38.9 %	400 / 900 = 44.4 %	450 / 900 = 50.0 %
	実績値※1	全体	2,356 / 3,147 = 74.9 %	2,348 / 3,070 = 76.5 %	2,286 / 2,976 = 76.8 %	2,636 / 3,235 = 81.5 %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	2,020 / 2,196 = 92.0 %	2,020 / 2,173 = 93.0 %	2,019 / 2,122 = 95.1 %	2,304 / 2,361 = 97.6 %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者※3	336 / 951 = 35.3 %	328 / 897 = 36.6 %	267 / 854 = 31.3 %	332 / 874 = 38.0 %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	150 / 500 = 30.0 %	150 / 500 = 30.0 %	150 / 500 = 30.0 %	150 / 500 = 30.0 %	160 / 500 = 32.0 %	200 / 500 = 40.0 %
		動機付け支援	60 / 200 = 30.0 %	60 / 200 = 30.0 %	60 / 200 = 30.0 %	60 / 200 = 30.0 %	70 / 200 = 35.0 %	100 / 200 = 50.0 %
		積極的支援	90 / 300 = 30.0 %	90 / 300 = 30.0 %	90 / 300 = 30.0 %	90 / 300 = 30.0 %	90 / 300 = 30.0 %	100 / 300 = 33.3 %
	実績値※2	全体	62 / 503 = 12.3 %	135 / 460 = 29.3 %	124 / 484 = 25.6 %	132 / 528 = 25.0 %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	28 / 197 = 14.2 %	53 / 176 = 30.1 %	49 / 172 = 28.5 %	68 / 221 = 30.8 %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	34 / 306 = 11.1 %	82 / 284 = 28.9 %	75 / 312 = 24.0 %	64 / 307 = 20.8 %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

第3期の実施率目標 特定健診90%以上、特定保健指導55%以上を早期に達成する。

特定健康診査等の実施方法（任意）

特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診については、各事業場（所）内及び各事業場の契約健診機関、集合契約による委託健診機関において実施する。

特定保健指導については、各事業場（所）内及び各事業場の契約健診機関、集合契約による委託健診機関において実施する。また、当組合が委託した保健指導実施機関において実施する。

(2) 実施項目

実施項目は「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目」とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

従来契約健診機関に加え、健保連、代表医療保険者を通じて健診機関等の全国組織との集合契約に参加し、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう借置する。

イ 特定保健指導

健保連、代表医療保険者を通じて特定保健指導を実施する健診機関等の全国組織との集合契約に参加し、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう借置する。また、必要に応じて標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

(5) 受診方法

被扶養者等の特定健診対象者については、当健保組合より集合契約健診機関等の受診券・利用券とともに受診案内等を送付する。当該被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合広報紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

個人情報の保護

当健保組合は、個人情報保護管理規定を遵守する。

健診契約等の締結にあたっては、個人情報保護についての条項を明記する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合の職員に限る。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

保健事業の目的や内容が加入者、事業主等の関係者に理解され、事業の実効性が高まるように、データヘルス計画はホームページや広報誌等で公表され、関係者への周知を図る。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、毎年、理事会において見直しを検討す